

「消費動向調査」の標本改正について

平成 29 年 8 月

内閣府経済社会総合研究所

景気統計部

「消費動向調査」では、国勢調査の結果に基づき 5 年毎に標本改正を行うこととしている。平成 27 年国勢調査に基づき、平成 29 年 7 月実施調査より以下のとおり標本改正を実施した。

1. 調査対象

本調査の調査対象は、全国の世帯のうち、外国人・学生・施設等入居世帯を除く世帯である。平成 27 年国勢調査の結果により、調査対象は二人以上の世帯と単身世帯をあわせた総世帯ベースで約 5,218 万世帯とする（改正前：5,061 万世帯）。

2. 調査客体

調査客体は、二人以上の世帯、単身世帯毎に三段抽出（市町村 - 調査単位区 - 世帯）により選ばれた 8,400 世帯である（変更なし）。二人以上の世帯と単身世帯の世帯割合は、次のとおりとする。二人以上の世帯 5,712 世帯、単身世帯 2,688 世帯（変更なし）。

3. スケジュール

調査世帯交替時に新標本への移行を行うこととし、平成 29 年 7 月実施調査から順次移行を開始し、平成 30 年 9 月実施調査で完了する予定である。

なお、総世帯の算出のための二人以上世帯と単身世帯のウェイトは平成 30 年 4 月調査結果より 27 年国勢調査結果によるものを使用する。